

令和4年度ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名: 東京都

議題1 インターネット上のヘイトスピーチに係る取組

平成30年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき啓発等の取組を実施
令和3年6月から条例第12条に基づく拡散防止措置として、東京都が認定したヘイトスピーチに関するインターネット上の動画等について、東京法務局への削除要請を開始

【第三者機関(審査会)の状況】

有識者等5名により構成 約2か月に1回実施
条例制定から令和4年9月までに19回開催

【事案の概要等公表】

審査会の審議を経て、東京都が不当な差別的言動に該当すると認めた事案を公表
条例制定から令和4年9月までに19件の表現活動を公表

(公表内容)

・表現活動の内容(活動日、場所、言動等)

【拡散防止措置】

令和3年6月以降に概要公表をした内容について、東京法務局に削除要請を実施
これまでに4回要請。

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

- 都営地下鉄全駅にポスターを掲出
- 新宿駅及び都庁舎内のデジタルサイネージに人権尊重の動画(人権部HPや人権部Twitterに掲載)を掲出
- リーフレット等を作成しイベント時に配布

令和4年度ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：神奈川県相模原市

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

本市では、(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について審議会に諮問し、現在同条例に規定すべき内容について審議会で審議を行っている。その審議の中で、ヘイトスピーチに係る取組を検討課題の一つとしている。

1 検討経過

本市では、人権尊重のまちづくりを実現するため、平成31年1月に相模原市人権施策推進指針を改定し、人権施策の推進に取り組んでいる。こうした取組に、より実効性を持たせ、偏見や差別のない人権尊重のまちづくりを進めるため、条例の制定に向け検討を進めることとなり、令和元年11月に審議会に対し諮問した。

2 これまでの審議回数(令和4年11月末時点)

令和元年度 2回 令和2年度 3回
令和3年度 5回 令和4年度 10回(審議継続中)

3 今後の予定

令和4年度中に条例案を市議会に提案する予定であったが、審議会からの答申に至っておらず、答申後の予定(パブリックコメントなど)も勘案し、提案時期を見直すこととした。

令和4年度ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名:大阪府

議題1 インターネット上のヘイトスピーチに係る取組

1 「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」の取組

大阪府では、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和4年4月1日施行)附則第2項に規定するインターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策を検討するため、本年5月に有識者会議を設置しました。本会議では、被害者支援策の検討に向けた関係者ヒアリング等を行い、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議中間報告」を公表しました(9月21日)。

2 削除要請の取組

大阪府では、インターネット上の人権侵害事象について、同和地区の摘示のほか、賤称語や蔑称、侮辱的表現を用いた悪質な部落差別及びヘイトスピーチといった明らかに差別を助長するような書込みについて、法務省・法務局やプロバイダに対して削除要請を行っています。ヘイトスピーチに関する内容が含まれる書込み5ウェブページについて、令和4年1月に大阪法務局に削除要請をしました。

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

大阪府では、ヘイトスピーチを禁止し、「ヘイトスピーチを許さない」「ヘイトスピーチをなくそう」という共通の意識を府民が共有するよう、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)」「(令和元年11月1日施行)に基づく取組みを進めています。

- ・令和3年度より、条例施行月である11月を条例啓発推進月間と定め、集中的な取組みを実施
- ・大阪府人権相談窓口において、5月及び11月を「ヘイトスピーチ集中相談月間」として相談の取組みを実施
- ・ポスター・パンフレットの配付(庁内各課、府内市町村、関係団体、鉄道駅、ローソンラック等)
- ・鉄道ターミナル駅におけるデジタルサイネージによる啓発
- ・府ホームページトップ画面の大画面への啓発画像の掲載及び府政だより、銭湯テレビバナー、府公式Twitter、公式Facebookへの啓発記事の掲載
- ・「ヘイトスピーチゆるさへん！」と印刷した啓発ボールペンの作成(シンポジウムの参加者に配付)

大阪府条例第四十八号

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会
づくり条例

現代社会に生きる私たちにとって、インターネットという便利なツールは、必要不可欠なライフラインとなってきた。私たちはその恩恵を享受し、離れた人々とのコミュニケーションを図ることや、多くの知識や情報入手して、豊かで便利な生活を送りたいと願っている。

今後、「Society5.0」の到来により、私たちの生活はさらに変容し、社会の成長・発展をもたらす。インターネットは、より進化したコミュニケーションツールとなることが期待されている。

しかしながら、インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶つてしまう事態を招くこともある。

このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、府民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切である。

こうした認識の下、私たち一人ひとりがインターネット上をはじめ、あらゆる場において、人権を尊重し、たゆまぬ努力をもって、誹謗中傷等の人権侵害のない社会づくりを進めなければならない。

よって、ここに、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承すべく、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動等による権利を侵害する情報(以下この号において「侵害情報」という。)、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- 二 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- 三 行為者 誹謗中傷等により被害者を発生させた者をいう。

四 インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

(府の責務)

第三条 府は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施する。

(議会の責務)

第四条 議会及び議員は、この条例の趣旨にのっとり、不断の研鑽によりインターネットリテラシーの向上に努め、府民の範となつて活動し、及び行動する。

(府民の役割)

第五条 府民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(連携協力)

第六条 府は、第三条の施策を円滑に実施するため、国、市町村、支援団体その他の関係機関と連携協力を図らなければならない。

(基本的施策)

第七条 府は、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- 一 府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- 二 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備
- 三 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備
- 四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

(インターネットリテラシーの向上)

第八条 府は、府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。

- 2 知事及び教育委員会は、児童及び生徒に対する前項の施策を実施するに当たっては、府立学校、市町村立学校及び私立学校と連携し、保護者の理解を図りながら取り組むよう努めるものとする。

(被害者の相談支援体制)

第九条 府は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担の軽減等を図るため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
 - 二 専門的知識を有する機関の紹介
 - 三 前二号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項
- 2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話

しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

(行為者等の相談支援体制)

第十条 府は、行為者の誹謗中傷等を抑制するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言

二 専門的知識を有する機関の紹介

三 前二号に掲げるもののほか、行為者の相談対応として必要な事項

2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 府は、第一項に掲げるもののほか、自ら発信したインターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるものとする。

(府民への啓発)

第十一条 府は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する府民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第十二条 府は、第一条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後一年を目途として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策、学識経験を有する者等で構成される当該施策に関する検討会議の設置等及び府の組織体制について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（令和4年大阪府条例第48号）附則第2項に規定するインターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策（以下「施策」という。）を検討するため、当該施策に関して専門的知識を有する学識経験者等から幅広く意見を聴取することを目的に、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領」に基づき、大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 会議は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、インターネット上の人権侵害の防止及び被害者支援等の施策に関して専門的知識を有する学識経験者等の中から、知事が委嘱する。

(会議)

第3条 会議は、府民文化部人権局長が招集する。

2 府民文化部人権局長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は、前条に規定する委員及び前項に規定する委員以外の者（以下「委員等」という。）が施策について幅広く意見を述べるとともに、委員等相互及び大阪府職員との意見交換を行う場として実施する。

4 委員等は、やむを得ない事情があるときは、文書で意見を提示することにより会議への出席に代えることができる。

5 会議は、これを公開する。ただし、会議の内容が、「会議の公開に関する指針」3ただし書各号に該当する場合は、公開しない。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、府民文化部人権局において行う。

(謝礼金等)

第5条 委員等への謝金の額は、日額9,800円とする。委員等が第3条第4項に規定する文書で意見を提示した場合も、同様とする。

2 委員等には会議出席に要した実費を弁償する。

3 前項の実費弁償の支給についての経路は、委員等の住所地の最寄駅から起算する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議

委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属
伊藤 聡子	フリーキャスター・ 事業創造大学院大学客員教授
岡田 健一	弁護士
佐伯 彰洋	同志社大学法学部教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
若林 三奈	龍谷大学法学部教授

大阪府インターネット上の
人権侵害の解消に関する有識者会議

中間報告

令和4年9月21日

目 次

「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」開催状況	1
1 はじめに	2
2 検討に当たっての基本的な方向性	3
3 施策の方向性に係る主な意見	4
(1) 教育・啓発	
(2) 相談事業	
(3) 被害者支援策	
(4) 国への提案	
4 今後の検討の進め方（論点）	7
(1) 教育・啓発	
(2) 相談事業	
(3) 被害者支援策	
(4) 国への提案	
【参考】大阪府におけるインターネット上の人権侵害の現状と取組	9

「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」開催状況

【委員】

伊藤 聡子	フリーキャスター・事業創造大学院大学客員教授
岡田 健一	弁護士
佐伯 彰洋	同志社大学法学部教授
曾我部真裕	京都大学大学院法学研究科教授
若林 三奈	龍谷大学法学部教授

(敬称略・五十音順)

【議題等】

第1回 令和4年5月25日

- ・ インターネット上の人権侵害の解消施策の検討の方向性について
- ・ 主な論点の整理について

第2回 令和4年7月28日

- ・ 関係者ヒアリング（株式会社 arca CEO、クリエイティブディレクター 辻 愛沙子氏）
- ・ 教育・啓発の推進、相談事業の推進、被害者支援策等について

第3回 令和4年8月25日

- ・ 関係者ヒアリング（LINE 株式会社 渉外管理チーム 藤川 由彦氏）
- ・ 被害者支援策について
- ・ 中間報告（素案）について

1 はじめに

令和4年3月、府議会において、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が成立し、同年4月から施行された。

本条例を受け、広域自治体として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策を検討するため、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」が設置された。

この中間報告は、本年5月から3回にわたり開催した本有識者会議での委員意見等を整理したものである。

2 検討に当たっての基本的な方向性

インターネット上の人権侵害事象への対応については、次のような方向性に沿って検討していくことが考えられる。

- インターネット上の人権侵害事象にあつては、憲法により保障された表現の自由の問題や、拡散性や匿名性といったインターネットの特性から、基本的には、国において全国統一的に対処すべきものと考えられ、府が取り組む施策については、国と地方の役割分担を考慮しながら検討していく必要がある。
- 府としては、府民が加害者にも被害者にもならないよう、府民一人ひとりのインターネット・リテラシー向上や人権意識の高揚を図るための教育・啓発の推進に加え、府民が被害者になった場合や加害行為を止めたい場合などに安心して府に相談ができるよう相談窓口の充実を図ることが重要である。
- また、具体的な被害者支援策については、追い詰められている被害者の命を守るなど被害者に寄り添うという観点から検討することとし、例えば、命にかかわるもの、刑事事件の対象となるようなもの、差別につながる恐れのあるもの、膨大な数に及ぶもの等、悪質な事象への対応を中心に検討していく。
- なお、具体的な施策の検討・実施に当たっては、関係部局、市町村や関係機関等と連携・協力するとともに、必要な体制整備について考慮する必要がある。

3 施策の方向性に係る主な意見

具体的な施策の方向性について、教育・啓発、相談事業、被害者支援策、国への提案の4つの項目から検討を行った。

委員からのこれまでの主な意見の概要は次のとおりである。

(1) 教育・啓発

- インターネット上の人権侵害については、インターネットを適正に使う知識や能力といったインターネット・リテラシーの不足、また、同和問題、人種差別、女性差別といった人権課題に対する認識不足等、様々な原因から生じているものと考えられる。こうした視点を踏まえ、教育・啓発の実施に当たっては、インターネット・リテラシーの向上や人権尊重の意識の醸成等が図られるよう内容を工夫することが重要である。
- これまで府においては、若い世代において SNS 等の利用率が高いことやインターネットの利用者の低年齢化が進行していることを踏まえ、若い世代を中心に教育・啓発を実施している。一方、誹謗中傷や人権侵害情報の書込み行為等を行う加害行為者の年代や立場等は様々であり、また、学校等でインターネット・リテラシー教育を受けていない世代においても多くの方がインターネットを利用していることを踏まえ、若い世代だけでなく、幅広い年代や立場等に配慮した教育・啓発に取り組んでいく必要がある。
- こうした取組をより効果的に進めるためには、民間企業や経済団体、消費生活センター、教育機関、地域コミュニティ、市町村等といった、それぞれの課題に応じて取組を進めている関係機関とも積極的に連携・協力すべきである。
- また、被害者の安心に繋がる取組として、例えば、被害者間において情報交換や意見交換ができる場を設けるなどが考えられる。課題として、被害者間の情報は一般化が難しいことや被害者自身が被害体験を言い出しづらいことなどが考えられる。
- 社会的影響が大きい事件が起こった際には、府（知事）から冷静な対応を呼びかけるメッセージの発信も効果があると考えられる。

(2) 相談事業

- インターネットに関する問題については、誹謗中傷や人権侵害に関するものの

みならず、いじめや消費者問題、犯罪に関するもの、フェイク情報等、様々存在し、公的機関等における相談窓口もそれらの課題に合わせ個々に設置されている。被害者にとっては、自身の被害状況を理解し、最も適切な相談窓口にたどり着くことが難しいものとなっており、被害者に寄り添った相談窓口の整備が必要である。

例えば、よりわかりやすいホームページ（各種相談窓口の詳細な紹介、相談内容によるフローチャートの掲載、関係機関との相互リンク等）の作成や、インターネットに関する問題の相談をワンストップで広く受け付け、そこから必要に応じて関係機関（国、消費生活センター、教育機関、警察、庁内担当部局等）に繋ぐことができるような仕組みの構築などが考えられる。

- また、加害行為者に対する相談支援のあり方についても、あわせて検討する必要がある。
- 相談事業の課題としては、国等の他の相談機関との役割分担や連携に加え、インターネット上の問題や司法手続、人権問題等に関する専門的な知識を有し、被害者や加害行為者からの相談に的確に対応できる相談員の確保が難しいことが考えられる。
- その他、相談事例や対応事例を収集し、ホームページや啓発冊子等を通じてわかりやすく府民に提供することなど、被害者の安心に繋がる取組についても、検討する必要がある。

(3) 被害者支援策

- インターネット上の人権侵害事象については、
 - ・ 行政が人権施策として取り組むべき不特定多数の者に対する人種、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病、性的指向等の共通の属性を理由とした差別的言動や識別情報の摘示、特定の個人・法人に対する差別的言動といった事象、
 - ・ 被害者本人が削除要請や司法手続等にまずは対応するのが基本と考えられる特定の個人・法人に対する名誉毀損やプライバシー侵害といった事象、に大別することができる。

被害者支援策の検討に当たっては、それぞれの事象に対して行政として何ができるのかを整理し、検討する必要がある。

- 具体的な取組としては、プロバイダ等への削除要請について、その対象範囲を府が行っているいわゆる同和地区に関する識別情報の摘示等以外にも拡大する

ことが考えられるが、特定の個人・法人に対する名誉毀損、プライバシー侵害に関する削除要請については、基本的には本人が行うものであり、行政の関与については、慎重に検討する必要がある。

さらに、削除要請については、既に法務省やセーフティーインターネット協会が実施しており、府が実施することの効果等について整理するとともに、既存窓口との連携の可能性についても検討する必要がある。

○ また、加害行為者に対する勧告や注意喚起等についても考えられるが、検討に当たっては、公権力の行使といった観点、行為者の特定の困難さといった課題等を踏まえる必要がある。

○ その他、犯罪被害者支援の一環として侮辱や名誉毀損に遭われた被害者を支援していくことや、被害者に大きな負担となっている発信者情報開示請求や削除要請に係る司法手続に伴う費用の支援等が考えられる。

○ 個々の支援策における制度設計に当たっては、その内容に応じて支援対象とする事象についての悪質性や深刻性等を考慮して、判断基準を定める必要があるが、その線引きが難しいことが課題として挙げられる。

また、そうした判断を行うために第三者機関を設置することが考えられるが、検討に当たっては、具体的な審査内容や審査に時間を要することも踏まえる必要がある。

(4) 国への提案

○ 国の動向や国と地方との役割分担のあり方も踏まえながら、府から国への政策提案を検討できないか。

(国の動向)

- ・ 国においては、被害者の発信者情報開示請求に係る非訟手続の創設や侮辱罪の法定刑の見直し等の対策が講じられるなど、インターネット上の人権侵害事象の解消に向けた取組が進められている。
- ・ また、法務省が参加する商事法務研究会のインターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会では、誹謗中傷の違法性の判断基準や判断のあり方等が示された取りまとめが公表され、総務省においても、プラットフォームサービスに関する研究会等において、プラットフォーム事業者における違法・有害情報への取組に関する透明性・アカウントビリティの向上に向けた議論が続けられている。

4 今後の検討の進め方（論点）

今後、最終的なとりまとめに向けて、これまでの議論を踏まえ、府が取り組むべき具体的な施策について、次のとおり検討を進めていく。

（1）教育・啓発

- 教育・啓発については、インターネット・リテラシーの向上や人権尊重の意識の醸成等が図られるよう内容を工夫し、関係機関との連携・協力を行いながら幅広い年代や立場等に配慮して取り組んでいく必要があると考えられる。

今後、具体的な取組内容について検討を行う。

- また、被害者間の情報交換や情報共有の場の設置など、被害者の安心に繋がる取組を検討する。課題として、被害者間の情報は一般化が難しいことや被害者自身が被害体験を言い出しづらいこと等も踏まえて、引き続き検討を行う。

（2）相談事業

- 相談事業については、インターネットに関する問題の相談をワンストップで広く受け付け、そこから必要に応じて関係機関に繋ぐことができるような仕組みの構築など、被害者に寄り添った相談窓口の整備が必要と考えられる。

課題として、国等の他の相談機関との役割分担や連携、インターネット上の問題や司法手続、人権問題等に関する専門的な知識を有する相談員の確保等が考えられることも踏まえて、引き続き検討を行う。

- また、加害行為者に対する相談支援のあり方について、あわせて検討する。

（3）被害者支援策

- 具体的な被害者支援策として、次のような取組について検討を行っているところである。引き続き、その効果や課題を整理・分析しながら、検討を行う。

（施策）

- ・ プロバイダ等に対する削除要請
- ・ 加害行為者に対する勧告や注意喚起
- ・ 犯罪被害者支援の一環としての被害者支援
- ・ 発信者情報開示請求や削除要請に係る司法手続に伴う費用支援

（課題）

- ・ 特定の個人・法人に関する人権侵害への行政の関与のあり方
- ・ 表現の自由や公権力の行使、加害行為者の特定の困難さ等の法的課題
- ・ 国や団体等が実施する既存施策・事業との関係
- ・ 対象とする人権侵害の判断（基準の設定、第三者機関の必要性や有意性）

(4) 国への提案

- 国の動向や国と地方との役割分担のあり方も踏まえ、府から国への政策提案について検討を行う。

【参考】大阪府におけるインターネット上の人権侵害の現状と取組

現在、府では、インターネット上の人権侵害情報への対処として、次の3つの視点から施策をパッケージとして実施している。

(1) 教育・啓発（発信者への対応）

府においては、府民が加害者にも被害者にもならないよう、インターネット・リテラシーの向上を図るための教育・啓発の取組を行っており、とりわけ、SNS利用率の高い若い世代に対する施策を重点的に実施しているところである。

具体的には、府ホームページ、府公式 Twitter・Facebook 等による広報、ポスターの掲示・リーフレットの配布、啓発動画の上映、著名人による講演会、児童生徒・保護者向けの出前講座、大学との共同研究等の実施、学生の夏期休業に合わせたインターネット上の人権侵害解消啓発推進月間の設置等に取り組んでいる。

(2) 被害者支援（被害者への対応）

ア 大阪府人権相談窓口

府では、専門の相談員による人権相談窓口を開設し、インターネット上の人権侵害をはじめ、府民から様々な人権に関する相談を受け付けている。

そのうちインターネット上の人権侵害に関する相談件数については、増加傾向にあるが、令和3年度については減少している。

相談の内容は、氏名や写真等の無断掲載といったプライバシー侵害が最も多く、次いで誹謗中傷となっている。相談に対する主な対応として、発信者情報開示請求手続等についての助言のほか、相談内容に応じて、法務局や弁護士等の関係機関を案内している。

【人権相談窓口における相談件数】

相談項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談総数	3,102	3,158	3,616
うちインターネット関連	107	204	148

イ 市町村への支援

大阪府総合相談事業交付金による市町村の人権相談をはじめとする相談事業の支援、市町村の相談担当職員向けのインターネット上の人権相談に関する研修等、市町村の相談体制の充実を図るための取組を行っている。

(3) 削除要請（人権侵害情報への対応）

府では、いわゆる同和地区の摘示、賤称語や蔑称、侮辱的表現を用いた悪質な部落差別及びヘイトスピーチといった明らかに差別を助長するような差別書込みに

ついて、法務省・法務局及びプロバイダ等（YouTube、Twitter、爆サイ等）に対して削除要請を行っている。削除要請の実施は増加傾向にあるが、プロバイダ等が削除要請に応じないケースが多く、対象のウェブページの削除は進んでいない状況である。

【法務省・法務局等に対する削除要請ウェブページ数】

削除要請	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法務省・法務局への削除要請	20	69	198
プロバイダ等への削除要請	-	-	230
うち閲覧できなくなったページ	16	6	4

啓発活動の取組み！

- 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチがあっても構わないことを、皆様にご理解いただけるよう、分かりやすく啓発広報活動を行っています。



※詳しくは、法務省ホームページ「ヘイトスピーチ 許さない。」
http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04_001081.html



啓発冊子
 私たちの身近にある
 ヘイトスピーチ

- 大阪府では、さまざまな機会を活用して、教育啓発に努め、府民の皆様へ「ヘイトスピーチ ゆるさへん！」という共通の理解を得られるよう、取り組んでいます。

取組事例

人権週間(12月4日～10日)等に、府内の主要駅の電子看板(デジタルサイネージ)を活用して、啓発映像を放映しています。



大阪府
 大阪府人権擁護課 啓発課

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例より抜粋 (ヘイトスピーチ解消推進条例)

- (定義)
 第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特性を有する個人又は当該個人により構成される集団(以下「特定人等」という。)に対する憎悪若しくは差別的意図又は暴力を有する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等を理由として特定人等を社会から排除することを目的とする不当な差別的言動をいう。
- (府民の責務)
 第五条 府民は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。
- (事業者の責務)
 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。
- (不当な差別的言動の禁止)
 第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。



詳しくは…
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yogo/hatejyourei/index.html>

大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 人権・同和企画グループ
 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階
 TEL: 06-6210-9282 FAX: 06-6210-9286

ヘイトスピーチゆるさへん！

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為です。人種や民族の違いを認め、互いの人権を尊重し合う。社会を共に築きましよう。



大阪府 広報担当副知事 もずやん

平成28年6月3日に「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が令和元年11月1日に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)」が施行されました。

ハイトスピーチとは？

- 特定の国の出身者であることや又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ハイトスピーチ」と呼ばれています。
- 大阪府の条例では、ハイトスピーチを「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」と規定し、具体的には、特定の民族や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような差別的言動をいいます。(大阪府ハイトスピーチ解消推進条例第2条)
- ハイトスピーチに当たる言動はさまざまですが、例えば、次のようなものが該当すると考えられます。



大阪府 広報担当副知事 もずやん

- 1 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
▶▶▶ 「○○人は出て行け」、「祖国へ帰れ」 など
- 2 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするとするもの
▶▶▶ 「○○人は殺せ」、「○○人は海に投げ込め」 など
- 3 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの
▶▶▶ 特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。(参考：法務省ホームページ「ハイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」)

ハイトスピーチはどんな形で発生しているの？



大阪府 広報担当副知事 もずやん

- インターネットにいったん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、急速にさまざまな所に広がってしまいうため、完全に削除することが困難です。
- このため、発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する内容に自己責任をもつ姿勢が大切です。

街中でのデモ行進、集会、
街宣活動など



大阪府 広報担当副知事 もずやん

ハイトスピーチはなぜいけないの？

- ハイトスピーチは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感を抱かせるものです。また、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為です。

府民・事業者の皆様へ

ハイトスピーチによる被害を受けるとどう感じるか、他人事ではなく自分自身の問題として捉えてみてください。

『ハイトスピーチはしてはならないこと』に気づくはずですよ。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

どこに相談すればいいの？

ハイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

法務省

みんなの人権110番 (全国共通) ☎ 0570-003-110

受付時間 平日(年末年始を除く) 8:30～17:15

※様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員又は人権保護委員がお受けします。



インターネット人権相談 (パソコン・スマホ・携帯電話共通) <https://www.jinken.go.jp/>

外国語人権相談ダイヤル (全国共通) ☎ 0570-090911

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00～17:00

対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

大阪府

大阪府人権相談窓口(一般財団法人大阪府人権協会)

☎ 06-6581-8634

受付時間 平日 9:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

夜間 17:30～20:00(毎週火曜日/祝日・年末年始を除く)

休日 9:30～17:30(毎月第4日曜日)

令和4年度ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：大阪府大阪市

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

大阪市では、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、平成 28年1月 18 日に「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定・公布し、同年7月1日から全部施行しているところです。

条例では、市民等からの申出等に基づき、学識経験者などで構成する「大阪市ヘイトスピーチ審査会」の意見を聴き、表現活動がヘイトスピーチに該当する場合、当該表現内容の拡散防止措置及び本市の認識等を公表することとしています。これまでの取組状況については、令和4年 10月 31日時点で、以下のとおりとなっております。

- ・審査会に諮問した件数：66件
- ・現在調査審議中の件数：30件
(うち、市民等から申出があった件数：5件)
(うち、市長が職権で取り上げた件数：25件)
- ・調査審議を終了した案件：36件
(うち、ヘイトスピーチと認定し、拡散防止の措置及び認識等の公表を行った件数：11件)

なお、インターネット上の表現活動の取扱いについては、諮問案件全体のうち概ね6割程度、現在調査審議中の案件のうち概ね6割程度です。